

鎌倉市告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく路線の認定、同法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第9条並びに第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和3年（2021年）3月12日から令和3年（2021年）3月26日まで一般の縦覧に供します。

令和3年（2021年）3月12日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の認定

道路法第8条（市町村道の意義及びその路線の認定）

整理番号	道路の種類及び路線名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
8	市道048-058号線	台字 西ノ台	1429番7	台字 西ノ台	1425番3	同一地域
9	市道031-041号線	佐助 一丁目	537番14	佐助 一丁目	537番19	同一地域
10	市道046-169号線	山ノ内字 藤源治	885番3	山ノ内字 藤源治	885番6	同一地域
11	市道209-095号線	台 三丁目	800番1	小袋谷 一丁目	352番3	同一地域

2 市道の区域の決定

道路法第18条第1項（道路の区域の決定）

整理番号	道路の種類及び路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
8	市道048-058号線	1.18~1.21	21.21	同一地域
9	市道031-041号線	5.00~9.25	40.48	同一地域
10	市道046-169号線	4.50~8.93	40.89	同一地域
11	市道209-095号線	2.80~7.03	99.92	同一地域

3 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理番号	道路の種類及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
28	市道048-058号線	台字 西ノ台	1429番7	台字 西ノ台	1425番3
29	市道031-041号線	佐助 一丁目	537番14	佐助 一丁目	537番19
30	市道046-169号線	山ノ内字 藤源治	885番3	山ノ内字 藤源治	885番6